

農薬販売者の皆さんへ！

農薬の販売にあたっては、「農薬取締法」が適用されますので、次の事項を守り、農薬の適正な販売について御協力ください。

1 農薬の販売には届出が必要です。

- 農薬及び特定農薬（特定防除資材）を販売する場合、販売所ごとに農薬販売の届出が必要です。
- 特定農薬（特定防除資材）として指定された土着天敵を譲渡する者は、事業所の所在地ごとに農薬販売の届出が必要です。
- インターネット（オークションサイトも含む）で農薬を販売する場合も届出が必要です。
- 新規に販売を始める場合には開始の日までに、販売所を増設した場合は2週間以内に農薬販売届を提出してください。
- 届出事項（会社名、住所、代表者氏名等）を変更した場合には変更届を、農薬の販売を止めた場合は廃止届を、それぞれ2週間以内に提出してください。
- 必要な届出書類の詳細については、提出先に問い合わせてください。

<新規・変更・廃止の各種届出様式>

愛知県農業経営課ウェブページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/0000005567.html>

種類	必要な届出書類		書類の提出先
	法人	個人	
新規 ・初めて農薬を販売するとき ・販売所を増設したとき	・農薬販売届(2部) ・定款又は登記簿謄本(1通) (発行後3か月以内のものを申請者が原本証明すれば、コピーでも可) ・販売所の概要(1部) ・返信用封筒(切手を貼付)	・農薬販売届(2部) ・住民票の写し等(1通) (自動車運転免許証の写しでも可) ・販売所の概要(1部) ・返信用封筒(切手を貼付)	◎販売所が名古屋市にある場合 →県庁農業経営課へ ◎販売所が名古屋市以外にある場合 →最寄りの農林水産事務所農政課へ
変更 (代表者、住所、名称等が変わった場合)	・農薬販売変更届(2部) ・販売所の所在地が変わった場合のみ、販売所の概要(1部) ・返信用封筒(切手を貼付)	・農薬販売変更届(2部) ・販売所の所在地が変わった場合のみ、販売所の概要(1部) ・返信用封筒(切手を貼付)	
廃止	・農薬販売廃止届(2部) ・返信用封筒(切手を貼付)	・農薬販売廃止届(2部) ・返信用封筒(切手を貼付)	

- 「毒物」「劇物」に該当する農薬を販売する場合には、販売所ごとに毒物劇物販売業の登録が必要です。登録を受ける方は事前に最寄りの保健所にご相談ください。

2 農薬は、農林水産省の登録番号のあるもの及び特定農薬を使用してください。

- 「農林水産省登録第〇〇〇号」の表示がある農薬を販売してください。
- 輸入業者が輸入した農薬についても、農薬取締法に基づく登録が無いものは販売できません。

3 農薬以外の薬剤である除草剤（農薬に該当しない除草剤）について、農薬取締法で次に掲げる事項が義務づけられています。

- 農薬に該当しない除草剤を製造・販売する者は容器又は包装に、また、除草剤の小売を業とする者は販売所ごとに、「農薬として使用することができない」旨を表示すること。
- 除草剤には次の2種類がありますので、販売する際には明確に区分してください。
 - ① 農薬に該当しない除草剤 …… ①のみ販売する場合は、届出は不要
 - ② 農薬登録のある除草剤 …… 登録農薬を販売するには、届出が必要
- 販売方法の例
 - ①と②の除草剤は、商品棚・コーナーを区分して陳列・販売する。
 - ①の販売コーナーの見やすい場所に「当該製品は農薬として使用することはできません」と表示する。

4 農薬の種類ごとに仕入れ数量、販売数量等の記録（帳簿）を作成し、最後に記帳した日から3年間保存してください。

- 農薬の種類ごとに、年月日及び仕入れ・販売・在庫数量が分かるように帳簿を作成し、3年間保存してください。

なお、水質汚濁性農薬の場合は、販売先の氏名・住所も併せて記録してください。

〔帳簿の作成例〕

農薬名（〇〇水和剤）

<単位：1袋＝〇〇g>

年 月 日	仕入数量	販売数量	在庫数量	備 考
令和〇〇年	(袋)	(袋)	(袋)	
〇月〇日	40		40	
〇月△日		10	30	

- 「毒物」「劇物」に該当する農薬を販売する際には、農薬の「名称及び数量」「販売年月日」「譲受人の住所、氏名及び職業」を記載し、印を押した譲受書の提出を受け、これに基づき帳簿を作成し、5年間保管してください。

5 土着天敵を増殖及び譲渡する者は、増殖規模及び譲渡数量等の記録（帳簿）を作成し、最後に記帳した日から3年間保存してください。

- 土着天敵を増殖を行う者は、増殖を行う規模等を記録し、3年間保存してください。

〔帳簿の作成例〕

土着天敵の名称：〇〇〇〇

年 月 日	適 用	在庫数量（頭）
令和〇年〇月〇日	増殖開始	100
令和〇年〇月〇日	確認	80
令和〇年〇月〇日	増殖終了	800

- 増殖した土着天敵を譲渡する者は、譲渡年月日、譲渡先、譲渡量を記載し、3年間保存してください。

〔帳簿の作成例〕

土着天敵の名称：〇〇〇〇

譲渡年月日	譲渡先（所在地）	譲渡数量（頭）	在庫数量（頭）
令和〇年〇月〇日	〇〇農園（〇県〇市〇番地）	100	500
令和〇年〇月〇日	〇×農園（〇県△市〇番地）	200	300

6 保管庫及び陳列棚の農薬が、紛失・盗難に遭わないよう、厳重に管理してください。また、農薬でない商品とは区分して、適切に陳列・保管してください。

- 保管庫及び陳列棚の農薬の紛失・盗難防止のため、農薬の保管等については施錠できる施設で適切な管理を行ってください。また、毒物・劇物については「医薬用外」「毒物」「劇物」の文字を表示してください。
- 他の商品（食品、不快害虫用薬剤、農薬でない除草剤、等）と区分して陳列、保管して下さい。
- 温度の高い所、光を受ける所、湿度の高い所には保管しないようにしてください。
- 農薬の紛失・盗難に気付いた場合、直ちに警察に連絡してください。

7 農薬取締法の最新情報は、農林水産省のウェブページを参照してください。
<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

(連絡先)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 農業水産局 農政部 農業経営課

環境・植防・肥料農薬取締グループ 電話052-954-6411(ダイヤル)

(毒物・劇物に関することは、最寄りの保健所へご相談ください。)